

今般下記により退会致しますので、一般社団法人東京建築士会定款第9条の規定により届け出ます。

一般社団法人東京建築士会 会 長 殿

印

会員番号	届出年月日	平成	年	月	日
	会費納入	平成	年	月	迄納入済
フリガナ					
住 所	(〒)				
	TEL	()	FAX	()	
退会理由					

退会届は退会処理の間違い防止のために、必ず書面にて東京建築士会会員担当までお送り下さい。
また、退会月までの未納会費の精算については、下記までお問合せ下さい。

〒103-0006 東京都中央区日本橋富沢町11番1号 富沢町111ビル5階 会員担当迄
TEL 03-3527-3100 FAX 03-3527-3101 メール info@tokyokenchikushikai.or.jp

[参 考]

一般社団法人 東京建築士会定款
(納入金の返戻)

第8条 会員は、この法人に納入した入会金及び会費の返戻を求めることはできない。
(退 会)

第9条 会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 退会をする会員は、会費を完納しなければならない。

3 会員は、会員資格を喪失したとき退会したものとみなす。

一般社団法人 東京建築士会細則
(会員の退会手続)

第7条 会員の書面による退会の申し出があったときは、当月末をもって退会の手続を行う。ただし、退会月までの会費を支払わなければならない。

[本会記入欄]	入金日	年 月 日	滞納額	円	<input type="checkbox"/> 会員情報変更 <input type="checkbox"/> 退会手続完了通知発送
	種 別	<input type="checkbox"/> 郵便 <input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 現金	入金額	円	